

提 起 才

協定項目 2 1 - 1 2 消防関係事業の取扱いについて（その 1）

消防関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

消防関係事業の取扱いについて（その 1）

消防関係については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
1 消防本部の位置及び名称	富山市消防本部 今泉191番地1	大沢野町消防本部 上二杉202番地	大山町消防本部 花崎737番地	八尾町消防本部 源ノ川原595番地5	婦中町消防本部 笹倉128番地	該当なし	該当なし	位置は、現在の富山市消防本部とし、名称は、富山市消防局とするものとする。
2 消防署の位置、名称及び管轄区域 位置・名称 管轄区域	富山消防署 今泉191番地1 ・中分署 ・東部出張所 ・南部出張所 ・北部出張所 富山北消防署 高畠町一丁目10番30号 ・和合出張所 ・海上分遣所 呉羽消防署 呉羽町2417番地5 水橋消防署 水橋柳寺7番地	大沢野町消防署 上二杉202番地	大山町消防署 花崎737番地 ・小見分遣所	八尾町消防署 源ノ川原595番地5	婦中町消防署 笹倉128番地	該当なし	該当なし	位置については、現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。名称については、現富山市は現行のとおりとし、各町では、『町』を削除したものとする。
	富山市一円を4つの区域に分け、4消防署がそれぞれ管轄	大沢野町一円を1消防署が管轄	大山町一円を1消防署が管轄	八尾町一円を1消防署が管轄	婦中町一円を1消防署が管轄	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐが、山田村については現婦中町消防署、細入村については現大沢野町消防署が、管轄するものとする。なお、山田村及び細入村の拠点については、合併後に検討するものとする。
3 119番受信	通報を消防本部で受信	通報を消防本部で受信	通報を消防本部で受信	通報を消防本部で受信	通報を消防本部で受信	通報を役場で受信 (日当直体制) ・救急の場合、八尾町または婦中町に出動要請	通報を役場で受信 (日当直体制) ・救急の場合、大沢野町から出動(通報内容を大沢野町消防本部でモニタリング)	119番通報を集中受信できるように、合併時までに再編するものとする。
4 各種災害出動指令システム	119番通報の受信から出動までの処理に通信指令システムを運用	119番通報の受信から出動までの処理に通信指令システムを運用	119番通報の受信から出動までの処理に通信指令システムを運用	119番通報の受信から出動までの処理に通信指令システムを運用	119番通報の受信から出動までの処理に通信指令システムを運用	該当なし	該当なし	富山市の例を基本とするシステム(直近選別方式)として、合併時までに再編するものとする。
5 消防・救急無線システム 使用周波数 消防団無線 無線交信	単独周波数(消防用) 救急専用周波数使用 消防無線機設置 (受信のみ) 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信	単独周波数(消防用) 使用 消防無線機設置 (受信のみ) 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信	単独周波数(消防用) 救急専用周波数使用 消防無線機設置 (送受信) 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信	単独周波数(消防用) 使用 消防無線機設置 (受信のみ) 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信	単独周波数(消防用) 救急専用周波数使用 消防無線機設置 (送受信) 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信	地域防災無線使用 地域防災無線機設置 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信(地域防災無線)	地域防災無線使用 地域防災無線機設置 災害時、本部基地局と災害現場間で無線交信(地域防災無線)	消防・救急無線については、合併時までに使用周波数の統一と救急無線機を整備するものとする。消防団無線については、合併時までに2村の消防団車に、消防無線機(受信のみ)を整備するものとする。無線交信については、方式を合併時に再編するものとする。